

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	午前 9時28分から 令和3年2月16日（火） 午前10時48分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	<p>富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課1、2） 永里政策企画課長、櫻井同課長補佐、松尾同課政策企画係長 （担当課3） 又賀危機管理室長 （担当課4） 佐藤福祉部参事兼福祉相談課長、西田同課長補佐、下川同課地域福祉係主事 （担当課5） 菊島福祉部次長兼障害福祉課長、西内同課主幹兼課長補佐、辻同課障害給付係主査 （担当課6） 増田長寿はつらつ課長補佐兼高齢者支援係長、山崎同課地域包括ケア推進係主査 （担当課7） 宇野審議監兼まちづくり推進課長、飯泉同課長補佐、榎本同課交通政策係長、海老名同課同係主任、牧原同課同係主事</p> <p>（事務局） 稲葉市長公室次長兼秘書課長、永里政策企画課長、櫻井同課長補佐、村岡同課政策企画係主事</p>

<p>会 議 内 容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画（案） 2 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（案） 3 第4次朝霞市防犯推進計画（案） 4 第4期朝霞市地域福祉計画（案） 5 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案） 6 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案） 7 朝霞市地域公共交通計画（案） 8 令和3年第1回朝霞市議会定例会提出議案 												
<p>会 議 資 料</p>	<p>【議題1】 資料1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画（案）</p> <p>【議題2】 資料1 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（案）</p> <p>【議題3】 第4次朝霞市防犯推進計画（案）</p> <p>【議題4】 資料1 第4期朝霞市地域福祉計画（案）について（概要） 資料2 第4期朝霞市地域福祉計画 第4期朝霞市地域福祉活動計画（案）</p> <p>【議題5】 資料1 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案）について（概要） 資料2 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案）</p> <p>【議題6】 資料1 「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）」について（概要） 資料2 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）</p> <p>【議題7】 資料1 朝霞市地域公共交通計画（案） 資料2 朝霞市地域公共交通計画 概要版（案）</p> <p>【議題8】 令和3年第1回朝霞市議会定例会提出議案一覧表</p>												
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録													
<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）													
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月												
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁													

<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	
----------------------------	--

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 第5次朝霞市総合計画後期基本計画（案）

【説明】

（担当課1：永里政策企画課長）

ここまでの過程だが、昨年度から策定を開始し、9回にわたる審議会や各部会の協力を得ながら、11回に及ぶ庁内の策定委員会、新たな取組として、オープンハウス形式での市民意見交換会の開催などを経てきた。昨年11月から12月にかけて素案についてのパブリック・コメントを実施したほか、先月、最後の審議会を開催し、そこでいただいた意見を踏まえて取りまとめたものが資料1である。2月3日には審議会からの答申をいただいた。

目次を御覧いただきたい。計画の構成だが、第1部が「後期基本計画」、第2部が「第5次朝霞市総合計画総論」、第3部が「第5次朝霞市総合計画基本構想」、第4部が「資料編」となっている。

第1部の後期基本計画の内容だが、本計画の目的やまちづくりの課題等についてまとめている。

序章から具体的な中身に入っていくが、第2章以降の政策分野については、前期計画から変更はない。

208ページを御覧いただきたい。前期計画からの変更点ということで、上段で施策体系の変更点を示し、下段でポイントを簡潔にまとめている。これが212ページまでとなっている。

なお、31ページ、32ページに財政見通しがあるが、令和3年度予算を踏まえたものに差替わる予定である。

本件については、2月8日の庁内策定委員会で審議している。庁議で決定をいただいたのち、18日の全員協議会で市議会に報告する予定である。

説明は以上である。

（神田市長公室長）

本件は2月8日に行われた庁内策定委員会において審議したが、質疑等はなかったため、原案のとおり庁議にかける決定をしたものである。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

2 朝霞市公共施設等マネジメント実施計画（案）

【説明】

（担当課 2：永里政策企画課長）

昨年11月の庁議では素案について説明をさせていただいたが、その後、パブリック・コメントや市民意見交換会などを実施したほか、全員協議会において、市議会にも説明をさせていただいた。

最終的には1月に外部の知識経験者も交えた検討委員会を開催し、そこでいただいた意見を反映して取りまとめたものが資料1である。

表紙を御覧いただきたい。パブリックコメント、市民意見交換会、全員協議会等において、計画名が分かりづらいとの意見をいただいたので、検討した結果、公共施設等総合管理計画の個別具体的な実施の部分に補う計画という位置付けから、計画名を「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」とした。

60ページを御覧いただきたい。検討委員会において意見があったので調査年度等を記載するとともに、計画内の他のデータ等についても必要と思われる箇所に同様の追記をした。

67ページを御覧いただきたい。昨年12月の市議会定例会において、栄町学校給食センターの廃止に伴う、設管条例の改正が可決されたことを受け、今後の実施計画から栄町学校給食センターを対象外とする旨を追記した。これを受け、今後かかる更新費用等の計算においても、同給食センターに関しては除いたものに修正している。67ページ以前の「現状と課題の整理や、対策の検討」など各項目においては、これまでの検討過程を示すことから、同給食センターの記述は残している。

次に、81ページを御覧いただきたい。⑤「建物維持管理マニュアルに基づく予防保全の推進」という項目だが、検討委員会において、最近のデジタル化の流れを汲んで、市民からの施設の異常等に係る新たな情報提供手法についての記載を入れてはどうかとの意見があった。それを受け、「劣化や故障等に関する利用者からの情報提供の新たな手法について検討する」と追記した。

次に86ページを御覧いただきたい。(1)について、パブリック・コメントや検討委員会での意見を踏まえ、改修等においては、利用者の意見にも配慮する旨の一文を加えた。

以上の主な修正のほか、いくつか事務局で文言やデータの更新等の修正を行った。

計画案については、庁議で決定いただいたのち、18日の全員協議会にて報告させていただく予定である。

説明は以上である。

（神田市長公室長）

本件は2月8日に行われた政策調整会議において審議したが、質疑等はなかったため、原案のとおり庁議にかける決定をしたものである。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 第4次朝霞市防犯推進計画（案）

【説明】

（担当課3：又賀危機管理室長）

資料1の1ページを御覧いただきたい。

本計画の策定の趣旨であるが、平成18年度に策定後、2次計画、3次計画を経て15年が経過し、近年犯罪の発生は減少する傾向にあるが、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもに対する声かけ事案などが多くなっており、引き続き防犯施策を推進していく必要があることから、今回第4次計画を策定するものである。

11ページを御覧いただきたい。計画の見直しに当たっては、第3次防犯推進計画の総括を行うとともに、埼玉県を取組との整合を図りながら、第4次朝霞市防犯推進計画の方向性、第3次計画の継続、広報、啓発活動や事業者との連携を強化すると定めている。

17ページ、第4次計画からの新たな取組み内容のうち、主なものについて説明する。

（1）①内の「朝霞市キャラクター「ぼぼたん」の活用」「DV（ドメスティック・バイオレンス）相談窓口の市ホームページへの掲載」「性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載」「女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン）の実施」を新たな取組として追加している。18ページについては、「防犯協定の締結（防犯カメラ設置の推進）」となっているが、朝霞警察及び事業者と連携して防犯カメラ内蔵の自動販売機設置の検討を行っていきたいと考えている。20ページは、「⑤子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実」及び「⑥インターネットの安全利用の推進」が新たな取組である。21ページについては、（5）内の「わんわんパトロール実施への支援」が新たな取組である。

説明は以上である。

（神田市長公室長）

本件は2月8日に開催された政策調整会議で審議を行った。主な質疑と結果について報告する。

資料1の2ページ、下から5行目に「子どもに対する声かけ事案の発生認知件数についても同様に増加傾向はなく」と記載がある。一方、20ページには「近年、子どもに対する声かけ事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の前兆行為が多く発生しています」と記載がある。件数は減っているが、子どもを狙った犯罪が深刻化しているので、警鐘を鳴らす意味でも、2ページの表現を再度検討していただきたいと指摘があった。本案については、

これを踏まえて修正されている。

また、第4次計画からの新たな取組がわかるように表記してほしい。さらに、表の大きさの調整、元号や西暦の統一などについての意見があり、それらを修正することを前提に、一部修正のうえ庁議に諮ることを決定した。

報告は以上である。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

4 第4期朝霞市地域福祉計画（案）

【説明】

（担当課4：佐藤福祉部参事兼福祉相談課長）

資料1を御覧いただきたい。

初めに計画期間だが、5年間を計画期間とする第3期地域福祉計画が終了することから、新たに令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としている。

主なポイントだが、平成30年施行の社会福祉法の改正を受け、地域福祉計画は福祉分野の上位計画に位置づけられ、福祉に関わる個別計画との整合性を保ちつつ、地域福祉施策の基本的な方向性を示すものとなった。なお、現在策定中の第5次総合計画後期基本計画との整合性も図っている。

次に、国が進める「地域共生社会の実現」に向けて、高齢者、介護、障害、子ども、生活困窮など制度分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、住民一人一人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会を目指すという前提のもとに策定している。

次に、地域福祉を進めていくうえで社会福祉協議会の役割は重要であることから、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と協働して策定に取り組み、計画書自体も一冊の冊子にまとめた。

次に、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律の施行により、市町村に再犯防止推進計画の策定の努力義務が課せられたことから、地域福祉計画の一部に再犯防止推進計画として位置づけた。この他、総合計画に倣い、SDGsの理念を踏まえていることを位置付けている。

54ページを御覧いただきたい。施策の体系だが、一番左に計画の基本理念、「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」として定めている。この基本理念は、第3期の計画の理念と同じとした。国が進める「地域共生社会の実現」に即していることと併せて、市と社協がこの言葉をもっと発信して、市民や関係者に浸透してほしいことから、引き続き継

承していくこととした。

次に、基本目標として3つの目標を定め、その下に17の施策の方向性を位置付けている。基本目標では、仕組みづくり、心づくり、地域づくりの3つの区分に分け、施策の方向性では、第3期の計画から新たに位置付けたものは5つある。

新たなものは、「(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実」、「(4) 権利擁護の推進」、「(15) 外出・移動の支援」、「(16) 住まいの確保等への支援」、「(17) 再犯防止の推進」で、今後、地域で支えていく新たな課題、懸案事項として、地域連携の必要性が高くなっていることから位置付けることとした。

次に、施策の方向性の構成だが、62ページを御覧いただきたい。方向性ごとに、現状と課題、アンケート等から見える傾向を記載し、目指す姿を記載している。

続いて市の主な取組、市の指標・目標、そして、社協の主な取組、社協の指標・目標を位置付け、最後に市民及び関係団体等が地域でできることを書き出し、イラストの吹き出しで例示などの掲載もしている。

策定後の計画の進捗管理については、地域福祉計画推進委員会で確認及び評価を行うこととしている。

説明は以上である。

(神田市長公室長)

本件は2月8日に開催された政策調整会議で審議を行った。主な質疑と結果について報告する。

市と社協の計画だと説明があったが、推進体制については、市は地域福祉計画推進委員会で進行管理を行い、社協は社協の機関で進行管理を行うということかと質問があった。これに対し、そのとおりであり、別々の審議会ではあるが、委員は同じであると説明があった。続いて、資料2の130ページ内に、審議会を合同で開催したと記載がないと社協はどのように検討したかわからないのではないかと意見があり、これに対して、必要な補足をすると回答があった。続いて、115ページに再犯防止推進計画の記載があるが、この計画も朝霞市地域福祉計画推進委員会で進行管理するのかと質問があった。これに対して、他市の状況を参考に、地域福祉計画の中で更生保護も施策として位置付けているので、対応していくとのことだった。続いて、第4期計画からの新たな取組がわかるように表記してはどうかと意見があり、修正が加わっている。

以上のとおり、一部修正を加え、庁議に諮ることと決定した。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

5 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画（案）

【説明】

（担当課5：菊島福祉部次長兼障害福祉課長）

第5期朝霞市障害福祉計画の計画期間が令和2年度で終了することから、令和3年度からの3年間の計画を定める。名称については、第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画とした。

今回の計画策定に当たって、国の基本指針の基本理念として「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」が新たに追加されたので、こちらを追加している。

本計画の基本目標においても「発達障害者等に対する支援」、「相談支援体制の充実・強化のための取組」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」を新たに設定し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「福祉施設から一般就労への移行等」について新たに成果目標の指標を一部追加した。

基本目標の数値目標（成果目標）の達成に向け、現状を把握するため、各種障害手帳所持者や障害児等の保護者等に対してアンケート調査、障害福祉サービス事業所等・障害者団体に対してヒアリング調査を実施し、過去の実績等と合わせて分析を行い、事業ごとのサービス見込量等を定めた。

計画の進捗状況は、事業ごとの「実績・計画」に基づいて管理することとし、報告及び評価は、朝霞市障害者プラン推進委員会で行う予定である。

計画書の字体については、製本時にユニバーサルデザインフォントとし、スマートフォンのアプリに対応した音声コードであるユニボイスコードを付ける予定である。

政策調整会議で指摘があり、62ページから64ページの基本目標「発達障害者等に対する支援」、「相談支援体制の充実・強化のための取組」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」のうち、目標値として「検討」としていた表を削除し、本市の考え方という項目に「検討する」旨の文言を入れることとして修正した。

改めて計画見込等の見直しを行い、86ページから88ページの「就労継続支援（B型）」と「就労定着支援」のサービスの見込量と実績・計画の数値の見直し、104ページの「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」の表の修正、141ページの「朝霞市障害者プラン推進委員会委員名簿」の委員の所属の修正、143ページの「障害のある人が利用している主な施設」の表の修正を行った。

また、資料1の「6施策の方向性」の新型コロナウイルス感染症に関する記載について、「見込量等の算定については、県の質疑応答により、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況で実施することとしており、本市においても、これに基づき、見込み量等の算定をしている。」と表現を修正した。

（神田市長公室長）

本件は2月8日に開催された政策調整会議で審議を行った。主な質疑と結果について報告する。

説明の中にもあったように、国の方針との関係で「検討」としている部分については補足、修正することとした。資料1の2ページ、「6施策の方向性」の中で「見込量の算定については、原則として新型コロナウイルス感染症の影響はないものとする」と記載があるが、県の方針では感染症発生前の令和2年2月以前の実績からサービス見込量を算定することになっており、このことがわかるような補足することになった。続いて、「障害」と「障害者」をどのように使い分けしているかと質問があった。これに対し、障害福祉計画は、障害者総合支援法において、障害福祉サービスの見込量を定めることをメインとする障害福祉計画と名称が規定されているため、この名称としている。一方、障害者プランは、障害者基本法において市町村障害者計画を定めることと規定されているため、本市は朝霞市障害者プランと名付け、使い分けしていると説明があった。

以上のような意見があり、一部修正のうえ、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

5 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）

【説明】

（担当課6：増田長寿はつらつ課長補佐兼高齢者支援係長）

はじめに、この計画の性質について説明する。

本計画は、高齢者福祉の計画と合わせて、3年に一度、介護保険法に基づき、介護保険の事業計画を見直し、同期間の介護保険料を定める計画として策定するものである。このため、本日の庁議では、事業計画（案）を諮る。

この事業計画内容に基づく介護保険料については、3月議会において、介護保険条例の改正案の議決を経たのちに確定することとなるので、保険料を含む本計画の確定も条例改正の後の、3月末を見込んでいます。

資料1の概要に沿い、計画の主な内容を説明する。

1 計画策定の策定背景についてである。第8期計画期間の令和5年を含む、団塊の世代の全ての方が75歳を迎える令和7年、2025年頃までの本市の高齢者人口は、認知症など、介護が必要な状態となりやすい後期高齢者人口が増加すると見込まれる。さらに、本市は、高齢者世帯の増加も見込まれるので、身寄りのない方の問題や、8050問題、老老介護など、高齢者を取り巻く課題は複雑・多様化している。

また、本市は、今の40代、50代といった現役世代が、65歳以上となる令和22年、2040年以降も高齢者人口は、増加すると見込まれるので、第8期計画では、令和7年の

みならず、令和22年の双方を見据えながら、市の上位計画との整合を図り、国から示された、基本指針を踏まえ、基本理念、基本目標を設定し、介護保険事業の安定的運営も目指し、本計画を策定している。

2の本計画の施策目標・施策体系については、資料2、本編14ページ、15ページを御覧いただきたい。資料1のとおり、三つの施策目標に向かう、8期の、主な取組については、施策目標1では、生きがいづくり、社会参加の促進として、フレイル予防と一般介護予防の一体的推進などにおいては、就労的支援や高齢者の保健事業と介護予防などの取組を、施策目標2では、孤立防止策や、認知症施策の強化などの、新たな取組を位置づけるほか、5の災害や感染症対策の推進の取組を充実させている。

さらに、増加する高齢者の諸問題を含む、総合支援の窓口となる7の地域包括支援センターの機能強化については、基本理念に掲げた、人と人、人と地域、介護と医療などの関係機関をつなぎ、支え合う活動を推進し、基本目標の、地域共生社会を支える、地域包括ケアシステム確立の要となる機関なので、職員体制を充実させ、地域包括支援センターを設置している、日常生活圏域を、5から6圏域へ見直し、障害や子供などの様々な課題へも、重層的に支援する体制の整備を目指し、基幹型地域包括支援センター設置の検討も、位置づけている。

次に施策目標の3では、市が指定する地域密着型介護サービスの基盤整備としては、在宅で医療的なケアにも対応する、看護小規模多機能型居宅介護と、7期で未設置となった定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進め、在宅介護サービスの充実を図る。

最後に3の介護保険事業の見込みと保険料の設定だが、資料2の115ページを御覧いただきたい。第8期の介護保険事業費の見込み、65歳以上の第1号被保険者の方が、負担すべき介護保険料を算定した結果、第5段階の、年額68,400円、月額では5,700円となり、第7期の月額基準額4,950円より、750円増となっている。

なお、本市は収入に応じて、13段階の保険料率を設定しており、これまでも第1段階から第3段階は、国基準より低く設定しているが、第8期からは、第4段階の保険料率についても、国基準より0.05低く設定し、低所得者支援の拡充を図っている。

なお、本計画書の文字は、ユニバーサルデザインのUDユニフォントとし、各ページにはユニボイスのQRコードを印刷する予定である。

説明は以上である。

(神田市長公室長)

本件は2月8日に開催された政策調整会議で審議を行った。主な質疑と結果について報告する。

冒頭の説明にもあったように、この計画はサービス料を定める部分と介護保険料の基準額と段階についてまとめるものである。計画と条例の関係に関連して、計画はいつ発行になるのかという問いに対して、3月議会において介護保険料を定める条例改定の議決を経て計画を確定し、その後発行すると説明があった。

以上のような質疑を経て、原案のとおり庁議に諮るものと決定した。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

6 朝霞市地域公共交通計画（案）

【説明】

（担当課 7：宇野審議監兼まちづくり推進課長）

この計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとして作成するものである。

資料 1 の目次を御覧いただきたい。本計画は、八つの章と資料編で構成しており、各章ごとに説明する。

1 ページ、第 1 章「計画の概要」を御覧いただきたい。「計画の目的」では、計画を策定する背景及び目的を記載している。2 ページでは、「計画の位置づけ、区域、対象、期間」を記載している。

第 2 章 3 ページから 6 ページでは、上位計画と関連計画を整理し記載している。

次に第 3 章 7 ページから 26 ページに朝霞市の現状を記載している。「公共交通等の現況」について、14 ページを御覧いただきたい。ここでは、市内路線バスの状況について記載し、参考として、新電元工業の操業開始に伴うバス路線の新設内容を掲載している。なお、運行は来月 29 日からを予定している。

第 4 章 27 ページから 41 ページに公共交通利用者ニーズの整理として、実施したアンケート調査の概要及び結果を記載している。

42 ページ、第 5 章「朝霞市の地域公共交通の課題」を御覧いただきたい。ここでは、上位計画や関連計画との整合や、人口動向、公共交通などの現状及びアンケート調査による利用者ニーズを踏まえ、公共交通の課題として①「持続可能な地域公共交通の確保」など、4 項目を整理している。

次に 43 ページを御覧いただきたい、第 6 章「基本的な方針及び目標」では、上位計画や関連計画等を踏まえ、計画の基本的な方針を「市民のいきいきとした暮らしを支えつづける便利で快適な地域公共交通」に設定した。この方針や公共交通の課題を踏まえ、計画の目標を 2 項目設定したほか、44 ページに本市の目指すべき交通体系を記載している。なお、鉄道、バスのほか、シェアサイクルも計画に組み込み、きめ細かな地域公共交通体系の構築を目指す。

第 7 章、45 ページ「計画目標に対する施策」を御覧いただきたい。ここでは、前述した本計画の目標に対する施策の方向性を 12 項目に整理し記載している。

46 ページから 80 ページには、この 12 の方向性に紐づく 32 の施策をまとめ、具体的

な内容を記載している。主な施策を紹介する。46ページから49ページを御覧いただきたい。ここでは、公共交通空白地区の改善に関連して、47ページの施策①-1「先行検討地区への新たな公共交通の導入」など、4施策を掲げている。次に、57ページと58ページに朝霞台駅のエレベーター設置等の交通結節点のバリアフリーの強化に関連する施策を掲げている。なお、東武鉄道によると、「朝霞台駅は、エレベーターの設置に伴い、駅舎全体を耐火構造にする必要があり、引き続き、駅舎の改修を含めた検討を進めている」とのことで、市としても引き続き連携していく。

次に62ページに「路線バスの確保・維持」、63ページに「市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し」に関連する施策を掲げている。

81ページ、第8章、「計画の達成状況の評価」では、施策の進捗状況を明確にするため、目安となる評価指標と目標値を設定し、82ページでは、本計画の推進体制と計画の進行管理について記載している。計画策定の経過については、83ページ上段に協議会等の開催経緯を記載している。

なお、パブリック・コメント及び職員コメントを実施し、5名92件の意見があり、必要に応じて計画案に反映している。今後の予定だが、庁議決定を経て、2月18日の全員協議会で報告後、公表する。

以上が朝霞市地域公共交通計画(案)の説明となる。

(神田市長公室長)

本件は2月8日に開催された政策調整会議で審議を行った。主な質疑と結果について報告する。

シェアサイクルは実証実験段階と理解していたが、施策に組み込まれていることについて説明されたいという意見があった。これに対し、実証実験を令和4年3月までフェーズ2として延長した。利用は1か月で約3万程度であり、地域ネットワークをつなぐ乗り物の一つと考えている。放置自転車も減少傾向にある。事業者の収支状況等がうまくいかなければ続けることはできないことなどを踏まえ、フェーズ2の実証実験で検証していきたい。また、国は地域公共交通計画にシェアサイクルを位置付けるのが好ましいと示しているため、本市も計画に組み込むこととしたと説明があった。続いて、資料1の42ページには、関連計画と現況を踏まえて課題を整理したと記載があるが、43ページの図では、課題は現況だけから出しているという見方になってしまうのではないかと意見があり、表現を見直すと回答があった。続いて、資料1の13ページ「3 公共交通等の現況」に「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各公共交通の利用は大幅に減少している。」と記載があるが、表現が唐突である。図10の乗降客数の推移のデータは平成30年までだがデータ等を追加すべきではないかと意見があった。これに対し、最新のデータがあるか調査し、必要な補足をするということだった。続いて、14ページの図11内の平成28年及び平成29年のデータが掲載できないのはなぜかという質問があり、バス会社の集計方法に差異があったためだが、表記について再度検討すると回答があった。続いて、公共目的輸送と福祉目的輸送の機能は別だと考えているが、本計画に福祉目的輸送をどの程度入れ込むか難しい問題である。区分けについてどのように考えていくのかと質問があった。これに対し、地域公共交通計画

は、公共交通網について、幅広く入れ込むことを前提としており、交通弱者についても計画に含まれ、当然、福祉や高齢者計画との連携もしていくという説明があった。

以上のことを踏まえ、一部修正のうえ、庁議に諮ることとした。

【質疑等等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

8 令和3年第1回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(須田総務部長)

議案第2号、令和3年度(2021年度)朝霞市一般会計予算について説明する。予算書の1ページをお開きいただきたい。第1条の歳入歳出の総額は、それぞれ450億5,000万円で、令和2年度当初予算に比べて、15億4,000万円、3.5%の増となっている。

第2条の継続費については、8ページに掲載しているが、「橋梁長寿命化対策事業」を設定している。

次に、第3条の債務負担行為については、10ページに掲載しているが、「農業近代化資金利子補給補助」や「市内循環バス運行事業損失補償」など、今後発生する可能性のある債務負担行為で、合計7件の設定をするものである。

次に、第4条の地方債については、12ページに掲載しているが、「図書館施設改修事業」など、16件について地方債を起す予定で計上している。

その他、第5条で一時借入金、第6条で歳出予算の流用について、定めている。

17ページを御覧いただきたい。歳入だが、第1款の市税は、前年度比3.2%減の221億8,358万8,000円を計上している。

個人市民税では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気の低迷による減収を見込んでいるほか、法人市民税では、新型コロナウイルスの影響と、法人税割の税率変更による減収を見込んでいる。

固定資産税では、令和3年度が評価替えの年度となっているが、新型コロナウイルスの影響による税負担の軽減措置として、評価額が上昇した土地については令和2年度課税標準額に据え置くこととなったことなどを踏まえ、減収を見込んでいる。

第2款から第9款については、令和元年度決算額や今年度の実績の伸びのほか、地方財政計画の伸び率などにより算定している。

第10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、令和2年度の実績に基づき計上して

いる。

第11款の地方特例交付金は、住宅ローン減税のほか、環境性能割の軽減分を計上している。

第12款の地方交付税については、普通交付税は、市税の減収により基準財政収入額が減少することなどから交付団体であると見込んで計上し、特別交付税については、3年度間の交付実績に基づき計上している。

第14款の分担金及び負担金は、前年度比0.6%増の5億7,323万1,000円を計上している。

第15款の使用料及び手数料は、前年度比2.7%増の8億1,240万6,000円を計上している。

第16款の国庫支出金は、前年度比10.2%増の94億6,426万2,000円を計上している。国庫負担金では、障害者自立支援給付費負担金などが増額となっており、国庫補助金では、個人番号カード交付事業費補助金などが増額となっているほか、新たに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などを計上している。

第17款の県支出金は、前年度比6.0%増の33億5,455万1,000円を計上し、県負担金では、障害者自立支援給付費負担金などが増額となっており、県補助金では、放課後児童健全育成事業費補助金などが増額となっているほか、新たに、幼児教育・保育無償化円滑化事業補助金などを計上し、県委託金では、新たに衆議院議員選挙執行費委託金などを計上している。

第18款の財産収入は、前年度比0.3%減の1億6,296万7,000円を計上している。

第20款の繰入金は、財政調整基金繰入金を、前年度よりも6億4,258万7,000円増の11億7,145万9,000円とし、全体で、11億7,326万2,000円を計上している。

第21款の繰越金は、前年度と同額の4億5,000万円を計上している。

第22款の諸収入は、前年度比1.9%減の10億6,357万5,000円を計上している。

第23款の市債は、前年度比28.0%増の18億7,840万円を計上している。

次に、歳出については、18ページを御覧いただきたい。第1款の議会費は、前年度比0.1%減の2億8,472万2,000円を計上している。

第2款の総務費は、前年度比5.4%減の43億2,841万7,000円を計上している。

第3款の民生費は、前年度比6.0%増の242億7,505万9,000円を計上している。

第4款の衛生費は、前年度比24.5%増の38億9,863万5,000円を計上している。

第5款の労働費は、前年度比27.5%増の172万8,000円を計上している。

第6款の農林水産業費は、前年度比0.6%増の6,795万5,000円を計上している。

第7款の商工費は、前年度比48.7%減の1億8,439万5,000円を計上している。

第8款の土木費は、前年度比4.1%減の25億4,595万1,000円を計上している。

第9款の消防費は、前年度比3.9%増の14億1,316万8,000円を計上している。

第10款の教育費は、前年度比4.0%減の48億335万7,000円を計上している。

第11款の公債費は、前年度比2.6%増の31億9,061万円を計上している。

第12款の諸支出金は、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で、600万3,000円計上している。

第13款の予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上している。

議案第2号についての説明は以上である。

(麦田こども・健康部長)

議案第3号、令和3年度(2021年度)朝霞市国民健康保険特別会計予算についてである。

1ページを御覧いただきたい。予算額は、歳入歳出それぞれ106億6,768万6,000円で、前年度当初予算と比較すると、2.3パーセント増となっている。

次に、歳入歳出の概要を申し上げます。

7ページを御覧いただきたい。歳入だが、国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせ、26億4,690万5,000円を見込み、歳入総額の24.8パーセントを占めている。

県支出金は、70億8,556万8,000円、繰入金は、一般会計繰入金などで8億4,630万4,000円となっており、そのほか、繰越金などで8,890万9,000円となっている。

次に、8ページを御覧いただきたい。歳出だが、保険給付費については、被保険者に対する療養給付事業、高額療養費支給事業などで、70億5,202万8,000円で、歳出総額の66.1パーセントを占めている。

国民健康保険事業費納付金は、埼玉県から市町村に示された33億5,581万円を計上している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億4,961万5,000円となっている。そのほか、総務費、諸支出金などで、1億1,023万3,000円となっている。

(三田福祉部長)

議案第4号、令和3年度(2021年度)朝霞市介護保険特別会計予算についてである。

1ページを御覧いただきたい。予算額は、歳入歳出それぞれ77億2,740万6,000円で、前年度当初予算と比較すると、8.4パーセントの増となっている。

以下、歳入歳出の概要を申し上げます。

2ページを御覧いただきたい。まず、歳入だが、保険料は、18億1,853万2,000

0円、国庫支出金は、16億399万4,000円、支払基金交付金は、20億198万2,000円、県支出金は、11億1,458万6,000円となっている。

また、繰入金は、11億8,820万5,000円、諸収入は、10万3,000円となっている。

3ページ、8ページ及び9ページを御覧いただきたい。歳出だが、総務費は、総務管理費など、1億530万8,000円となっている。

保険給付費は、介護サービス等諸費など71億3,769万6,000円で、歳出総額の92.4パーセントとなっており、前年度比8.6パーセントの増となっている。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費など4億8,034万2,000円となっている。

このほか諸支出金は、305万7,000円、予備費は、100万円となっている。

(麦田こども・健康部長)

議案第5号、令和3年度(2021年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計予算である。

1ページを御覧いただきたい。予算額は、歳入歳出それぞれ13億9,586万3,000円で、前年度当初予算と比較すると、0.05パーセントの減となっている。

次に、歳入歳出の概要を申し上げる。

7ページを御覧いただきたい。歳入だが、後期高齢者医療保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などの試算に基づき、11億7,226万1,000円を見込み、歳入総額の84パーセントを占めている。

繰入金については、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、2億1,980万円を計上している。

そのほか、繰越金、諸収入で、380万2,000円を計上している。

8ページを御覧いただきたい。歳出だが、総務費については、一般管理費と徴収費で、1,584万1,000円を計上している。

後期高齢者医療広域連合納付金については、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険基盤安定負担金などを合わせて、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、13億7,532万円を計上し、歳出総額の98.5パーセントを占めている。

そのほか、諸支出金及び予備費で、470万2,000円を計上している。

(木村上下水道部長)

議案第6号、令和3年度(2021年度)朝霞市水道事業会計予算の概要について説明する。

予算書の1ページを御覧いただきたい。第2条、業務の予定量だが、給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は、御覧のとおりで、前年度と比べ、いずれも微増を見込んでいる。

次に、第3条、収益的収入及び支出については、収入の第1款事業収益の総額は、23億5,491万円で、主なものは、水道料金である。

支出の第1款事業費の総額は、22億4,438万7,000円で、主なものは、県水受水費と施設の維持管理費及び減価償却費などである。

次に、第4条、資本的収入及び支出については、収入の第1款、資本的収入の総額は、5億5,973万7,000円で、主なものは、企業債及び国庫補助金である。

支出の第1款、資本的支出の総額は、14億5,669万3,000円で、主なものは水道施設耐震化事業、老朽管更新事業等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填する予定である。

次に、2ページを御覧いただきたい。第5条は、1事業の継続費を定めるもので、第6条は、3事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第7条は、一時借入金の限度額を定めるものである。

以上である。

次に、議案第7号、令和3年度（2021年度）朝霞市下水道事業会計予算の概要について説明する。

予算書の1ページを御覧いただきたい。第2条、業務の予定量だが、水洗化世帯数、年間有収水量、1日平均有収水量は、御覧のとおりで、前年度と比べ、いずれも微増を見込んでいる。

次に、第3条、収益的収入及び支出については、収入の第1款、下水道事業収益の総額は、24億0,274万6,000円で、主なものは、下水道使用料、雨水処理に係る一般会計繰入金のほか、陸上自衛隊朝霞駐屯地からの分担金を特別利益で計上している。

支出の第1款、下水道事業費用の総額は、19億5,156万6,000円で、主なものは、埼玉県荒川右岸流域下水道維持管理負担金及び施設の維持管理費のほか、減価償却費などである。

次に、第4条、資本的収入及び支出については、収入の第1款、下水道事業資本的収入の総額は、7億2,711万2,000円で、主なものは、企業債及び工事負担金である。

支出の第1款、下水道事業資本的支出の総額は、9億1,348万2,000円で、主なものは、汚水管渠整備、雨水管渠整備等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填する予定である。

次に、2ページを御覧いただきたい。第5条は、2事業の継続費を定めるもので、第6条は、2項目について債務負担行為を設定するもので、第7条は、2事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第8条では、一時借入金の限度額を定めるものである。

以上である。

（須田総務部長）

議案第8号、令和2年度（2020年度）朝霞市一般会計補正予算第7号についてである。

1ページを御覧いただきたい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億414万7,000円の増額で、累計額は、623億265万5,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

2ページを御覧いただきたい。歳入だが、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金及びゴルフ場利用税交付金については、交付実績を基に積算した決算見込額

により補正している。

国有提供施設等所在市町村助成交付金については、交付額の確定により減額している。

国庫支出金は、子ども・子育て支援事業費補助金などを減額する一方、新たに年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金を計上するほか、国の令和2年度第3次補正予算により追加配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを増額することにより、4億4,916万円増額している。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、補正予算第4号から第6号に計上した新型コロナウイルス感染症対策事業の財源としている。

県支出金は、地域子ども・子育て支援事業補助金などを減額する一方、新たに幼児教育・保育無償化円滑化事業補助金などを計上するほか、生活保護費負担金を増額することにより、301万3,000円増額している。

財産収入は、財政調整基金利子を減額する一方、基地跡地整備基金利子などを増額することにより、706万4,000円増額している。

寄附金は、一般寄附金など211件、478万9,000円の受け入れをしている。

繰入金は、財政調整基金繰入金を4億3万8,000円減額している。

諸収入は、子どものための教育・保育給付交付金精算交付金などを新たに計上することにより、2,158万7,000円増額している。

市債は、新たに駅東通線用地購入事業債や減収補てん債を計上するほか、公園施設長寿命化対策事業債を増額することにより、2億5,100万円増額している。

4ページを御覧いただきたい。次に、歳出だが、総務費は、市民まつり補助金などを減額する一方、基地跡地整備基金積立金を増額することなどにより、49万9,000円増額している。

民生費は、後期高齢者医療特別会計繰出金などを減額する一方、生活保護費などを増額することにより、9,570万4,000円増額している。

衛生費は、ごみ処理広域化協議会負担金などを減額することにより、971万7,000円減額している。

土木費は、駅東通線整備事業の街路用地購入費を新たに計上するほか、開設公園改修工事などを増額することにより、2億1,765万円増額している。

諸支出金は、土地開発基金繰出金を1万1,000円増額している。

次に、6ページの第2表、繰越明許費補正は、年度内に完了することが困難なため、公園施設長寿命化対策事業など3事業を追加するものである。

8ページの第3表、地方債補正は、駅東通線用地購入事業や減収補てん債を追加するほか、公園施設長寿命化対策事業について借入限度額の変更を行うものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第9号、令和2年度(2020年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてである。

1ページを御覧いただきたい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,900万9,000円の増額で、これを含めました累計額は、106億8,616万3,000円となっている。

る。

歳入歳出の概要を申し上げます。

2ページを御覧いただきたい。歳入だが、国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症にともなう国民健康保険税の減免措置の実施に対する国からの補助が見込まれることから、災害臨時特例補助金を3,567万1,000円増額している。

県支出金は、交付基準に基づき、特別交付金を1,186万3,000円減額している。

繰入金は、県からの決定通知に基づき、保険基盤安定繰入金を減額するなど、一般会計繰入金で484万4,000円減額している。

次に、歳出だが、国民健康保険事業費納付金は、実績に基づき、医療給付費分で97万7,000円、介護納付金分で3,424万2,000円減額している。

また、基金積立金は、財政調整基金等の利子及びこの補正予算における歳入歳出の差引額で5,422万8,000円を財政調整基金等積立事業に積み立てるものである。

以上が、今回の補正概要である。

(三田福祉部長)

議案第10号、令和2年度(2020年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第4号についてである。

1ページを御覧いただきたい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億386万9,000円の増額で、これを含めた累計額は、77億3,157万円となっている。

今回の補正予算は、保険給付費の増額と利子及び配当金の受入を行うものである。

以下、歳入歳出の概要を申し上げます。

7ページ及び10ページを御覧いただきたい。歳入だが、国庫支出金は、介護給付費負担金を3,662万6,000円増額するものである。

支払基金交付金は、介護給付費交付金を6,442万3,000円増額するものである。

県支出金は、介護給付費負担金を4,092万円増額するものである。

財産収入は、利子及び配当金として9万円を増額するものである。

繰入金は、介護給付費繰入金として、一般会計から2,982万6,000円増額し、介護保険保険給付費支払基金繰入金を6,681万3,000円増額するものである。

8ページ、9ページ及び12ページを御覧いただきたい。歳出だが、保険給付費は、施設介護サービス給付費負担金、居宅介護等サービス計画給付費負担金、特定入所者介護サービス給付費負担金について、介護給付費の増加に伴い、合わせて2億3,860万8,000円増額するものである。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金の利子等を9万円増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第11号、令和2年度(2020年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてである。

1 ページを御覧いただきたい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 9 0 5 万 4 千円の減額で、これを含めました累計額は、1 3 億 9, 1 5 5 万 9, 0 0 0 円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

2 ページを御覧いただきたい。歳入だが、繰入金は、保険基盤安定負担金の確定により、9 0 5 万 4, 0 0 0 円を減額している。

次に、歳出だが、後期高齢者医療広域連合納付金についても、同様に保険基盤安定負担金の確定により、9 0 5 万 4, 0 0 0 円を減額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

次に、議案第 1 2 号、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてである。

改正内容については、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 6 1 万円から 6 3 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 1 6 万円から 1 7 万円にそれぞれ引き上げるもので、地方税法施行令が改正されたことに伴い、本市においても同様の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

(笠間都市建設部長)

議案第 1 3 号、朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてである。

改正内容については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料などに係る規定の整備を行うものである。

なお、この改正については、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

(三田福祉部長)

議案第 1 4 号、朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例についてである。

改正内容については、第 8 期介護保険事業計画に基づき、第 1 号被保険者保険料に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率について、現行の 1 3 段階区分のそれぞれを改正するほか、第 1 段階から第 3 段階までの低所得者を対象とした保険料軽減について、引き続き実施するため、定めるものである。

なお、この改正については、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

次に、議案第 1 5 号、朝霞市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてである。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、対象となる朝霞市指定地域密着型サービス事業について、人員基準等の見直し、認知症介護基礎研修受講の義務付け、感染症対策に関する取組の強化、業務継続に向けた取組の強化等の規定の追加などの改正を行うものである。

なお、この改正については、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

次に、議案第 1 6 号、朝霞市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてである。

改正内容は、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、対象となる朝霞市指定地域密着型介護予防サービス事業について、人員基準の見直し、認知症介護基礎研修受講の義務付け、感染症対策に関する取組の強化、業務継続に向けた取組の強化等の規定の追加などの改正を行うものである。

なお、この改正については、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第17号、朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてである。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、対象となる朝霞市指定介護予防支援事業について、感染症対策に関する取組の強化、業務継続に向けた取組の強化等の規定の追加などの改正を行うものである。

なお、この改正については、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第18号、朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてである。

改正内容については、介護保険法等の改正に基づき、厚生労働省令で定められている「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、朝霞市指定居宅介護支援事業について、利用者への説明内容の見直し、感染症対策に関する取組の強化、業務継続に向けた取組の強化等の規定の追加などの改正を行うものである。

なお、これらの改正のうち、管理者に係る経過措置については、公布の日から、生活援助の利用が多い利用者への対応については、令和3年10月1日から、その他の改正については、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

(笠間都市建設部長)

議案第19号、朝霞市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、道路構造令の改正に伴い、新たに歩行者利便増進道路の基準を追加するほか、交通安全施設に自動運転補助施設を追加するものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

(木村上下水道部長)

議案第20号、朝霞市水道審議会条例の一部を改正する条例についてである。

内容については、下水道事業が令和2年4月から地方公営企業に移行したことから、水道審議会と下水道審議会を統合し、上下水道審議会とするものである。

なお、この改正については、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第21号、朝霞市職員の配偶者同行休業に関する条例についてである。

内容については、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合に、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める配偶者同行休業制度を設けることとし、同制度に関して必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

なお、本条例については、令和3年4月1日から施行したいと考えている。

(笠間都市建設部長)

議案第22号、市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、開発行為に伴い、都市計画法第40条の規定により帰属された道路1路線である。

次に、議案第23号、市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、寄附採納による道路1路線である。

次に、議案第24号、工事委託に関する協定の締結についてである。

協定の概要については、JR東日本武蔵野線を跨ぐ浜崎橋及び浜崎橋側道橋の改修工事を実施するに当たり、軌道上での工事となり、列車運転保安上等の理由により鉄道事業者による施工が必須となることから、東日本旅客鉄道株式会社との間で工事委託に関する協定を締結するものである。

負担金額は、税抜き3億503万4,096円である。

については、東日本旅客鉄道株式会社と協定を締結したく、提案した次第である。

(渡辺監査委員事務局長)

議案第25号、公平委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

市の公平委員会委員のうち、川島宏氏の任期が満了となるので、同氏を再び委員に選任したく、ここに提案するものである。

次に、議案第26号、固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについてである。

固定資産評価審査委員会委員のうち、寺田聡氏の任期が満了となることに伴い、同氏を再び委員に選任したく、提案するものである。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】